

| | |
|------------------|---|
| Title | マキアヴェッリ『ディスコルシ』とモンテスキュー『法の精神』における共和政ローマの帝政への歴史的変容：共和政の腐敗と富の不平等の増大に関する分析の観点の相違 |
| Sub Title | Transformation of the Roman republic into the empire in Montesquieu's The Spirit of the Laws and in Machiavelli's The Discourses : the differences in analyses regarding the corruption of the republic and the increase in wealth inequality |
| Author | 定森, 亮(Sadamori, Ryo) |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 2017 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.110, No.1 (2017. 4) ,p.37- 64 |
| JaLC DOI | 10.14991/001.20170401-0037 |
| Abstract | <p>本稿では、16世紀前半のイタリアに生きたマキアヴェッリと18世紀前半のフランスに生きたモンテスキューにおける、古代ローマの共和政から帝政への歴史的変容に関する分析の相違を明らかにする。マキアヴェッリは『ディスコルシ』で、共和政ローマの公民権の基礎となる土地所有を重視した結果、動産に関する経済分析を欠落させたのに対して、モンテスキューは『法の精神』で貨幣の導入、相続法の歴史を議論する。これらの関心の相違が各々のローマ史解釈にどのように反映されているかが主題となる。</p> <p>In this study, we will clarify the analytical differences between Machiavelli in Italy in the first half of the 16th century and Montesquieu in France in the first half of the 18th century with respect to the historical transformation of ancient Rome from a Republic into an Empire. Machiavelli's The Discourses lacks an economic analysis of movables because of its emphasis on land ownership, which is the foundation of Republican Roman citizenship, while Montesquieu's The Spirit of Laws casts light on the importance of the introduction of money in Rome and addresses its history of inheritance laws. This study demonstrates how these differences of interest in each thinker are reflected in their respective ways of interpreting Roman history.</p> |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20170401-0037 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マキアヴェッリ『ディスコルシ』とモンテスキュー『法の精神』における共和政ローマの帝政への歴史的変容

——共和政の腐敗と富の不平等の増大に関する分析の観点の相違——

定森 亮*

（初稿受付 2016 年 10 月 31 日，査読を経て掲載決定 2017 年 3 月 13 日）

Transformation of the Roman Republic into the Empire in Montesquieu's *The Spirit of the Laws* and in Machiavelli's *The Discourses*:

The Differences in Analyses regarding the Corruption of the Republic and
the Increase in Wealth Inequality

Ryo Sadamori*

Abstract: In this study, we will clarify the analytical differences between Machiavelli in Italy in the first half of the 16th century and Montesquieu in France in the first half of the 18th century with respect to the historical transformation of ancient Rome from a Republic into an Empire. Machiavelli's *The Discourses* lacks an economic analysis of movables because of its emphasis on land ownership, which is the foundation of Republican Roman citizenship, while Montesquieu's *The Spirit of Laws* casts light on the importance of the introduction of money in Rome and addresses its history of inheritance laws. This study demonstrates how these differences of interest in each thinker are reflected in their respective ways of interpreting Roman history.

Key words: Montesquieu, Machiavelli, Republicanism, Agrarian Law, Inheritance Law

JEL Classifications: B10, N01

* 神奈川大学
Kanagawa University

I. 序

マキアヴェッリ (1469-1527) は『ディスコルシ』において、共和政ローマでは、貴族と平民の対立こそが「公の自由 (*publica libertà*) に役立つ法律や制度」を生み出す原因となり、ひいては国家の偉大をもたらしたとする命題を提示した。その議論に従えば、ローマは、スパルタとは異なり防衛のための地形に恵まれていたわけではなく、国家の維持よりも、むしろ「支配権の確立」を目的として対外戦争を継続し、常に戦争の必要性に曝されていた。この条件の中では、外国からの脅威に常に直面せざるをえない以上、国家の滅亡を回避するためには、平民の軍事参加は不可欠であり、そのためにも元老院は平民に対して政治的に譲歩せざるをえなかったのである。「ローマの貴族はすべてを失うことを避けるために、人民に対して自分のもつ権能の一部を譲らざるをえなくなった⁽¹⁾」(D, I-2, p.69; 38 頁)。小都市国家の枠組みを超え、イタリア統一の過程で諸外国が「恐怖」の対象であり続けたローマで平民の擁護者たる護民官が成立したのは、貴族が、平民の武力を必要としたからである。そして、平民を軍隊に継続的に動員するためには、国家の制度と法律が「公共の福祉」を体現することに由来する「良き秩序」が裏付けとならなければならなかった。この限りで、イタリアを統一するまでのローマでは、貴族と平民の政治的な対立が、武力を伴った内乱に転化せず、むしろそれは国家の偉大の原因となったのである。

これに対して、ローマの国内対立が内乱へと転化することで共和政が崩壊した原因を追究するために、マキアヴェッリは、同著作の第 1 巻第 37 章において農地法の歴史を辿った。マキアヴェッリは、一方で、グラックス兄弟の時代に至るまで貴族の財産を制限した農地法が、三百年以上の期間にわたって混合政体の維持に貢献したことを評価した。しかし、他方では、マキアヴェッリは、このグラックス兄弟の農地法を契機として、数で圧倒的多数を占め政治権力を増大させた人民が、その野心に従って「名誉、そして人間が最も高く評価するところの富」を貴族と共有することを望み、内乱へと至ったことを認めたのだった。マキアヴェッリは、最終的に、国内対立の結果として共和政が崩壊したことは、貪欲な人間本性に由来する不可避の帰結であると考えた。だからこそ、この第 1 巻第 37 章の農地法の歴史の議論の冒頭で、人間の「野心 (*ambizione*)」こそが敵対関係や戦争、さらには国家の滅亡の原因となることは「古の識者」たち以来常に認められてきたことを強調したのである (cf. D, I-37, pp.139-140; 171-172 頁)。

鹿子生浩輝は、その『征服と自由』の著作全体を通じて、君主政を一人統治、共和政を多数による統治として区別した上で、『君主論』と『ディスコルシ』における両政体の扱いを特に 16 世紀の

(1) 『ディスコルシ』(D と略す)からの引用は、最初に巻番号をローマ数字で、そして章番号をアラビア数字で表記し (D, III-24 は『ディスコルシ』第 3 巻第 24 章を指す)、後に Machiavelli [2011] と永井訳の頁数を併記する。

フィレンツェ、あるいはイタリアが置かれた具体的な歴史的な文脈に位置づけ、これらの著作を、そこで表現された思想の実際的適用の側面から詳細に分析した (cf. 鹿子生, 2013)。しかし、マキアヴェッリ自身、ローマは、共和政期に限っても約五百年の歴史をもち、時代に応じて、その政体の内実を変容させたことを認識していた。このことを考慮すれば、統治者の数に基づく政体分類を、マキアヴェッリの思想の解釈の基準とすることには限界がある。そこで、さらに問われるべきは、政治体制の形式と統治方式を区別した上での両者の関係性である。この問題を議論するにあたり考察の対象となるのが、共和政ローマの帝政への変容の過程に関するマキアヴェッリの分析である。マキアヴェッリは、『デイスコルシ』において、共和政の基礎を法律に基づく統治に認め、君主政の基礎を恩義に基づく統治に認めた。⁽²⁾これに対応するように、同著作でマキアヴェッリは、一方で、共和政ローマの衰退に関して、第1巻第37章では農地法の歴史を法律に基づく統治の崩壊過程として提示した。他方では、君主政出現の歴史叙述として第3巻の第19章から第23章にかけて、戦利品の配分の仕方とも関連させて、軍事指揮官の人間の資質と同時に軍事指揮権の延長の歴史が扱われる。この議論の直後の第3巻第24章で、マキアヴェッリは、共和政ローマの崩壊に関して、農地法に由来する不都合、そして軍事指揮権の延長という二つの原因を確認したのである。しかし、本論で見るように、マキアヴェッリ自身は、農地の配分に関して、実際にはローマ人がイタリア半島外部の僻地の土地を渴望しなかったことを認めるばかりか、戦利品を含めた動産それ自体の内容と配分を自らの議論の対象としないことを言明している。マキアヴェッリ自身が、ローマの内乱は農地法を巡る争いをきっかけにしたと言いながら、その議論に、富の配分に関する具体的な分析は欠如しているのである。

マキアヴェッリと同様に、モンテスキュー (1689–1755) もまた、1734年に出版した『ローマ人盛衰原因論』(以後『ローマ人』)において、共和政ローマでは、国内的対立が、ローマ人の偉大に貢献したことに関して、それを「ちょうど音楽において不協和音が全体の調和に加わっているようなもの」と表現した (Montesquieu, 2008, p.129; 103頁)。これまでの研究史においてマキアヴェッリとモンテスキューのローマ史解釈が比較された際には、共和政ローマが、征服によってイタリア半島を統一するまでの時代の国内対立と偉大の関係に関する認識の共有が確認されてきた。⁽³⁾これに対して本稿が目指すのは、研究史において等閑視されてきた、両思想家における共和政ローマの衰退の原因に関する認識、さらにはその分析観点の相違である。モンテスキューは『ローマ人』と同時期に出版する予定であった論稿『ヨーロッパにおける普遍的君主国に関する考察』(以後『普遍的君主国論』)の冒頭で、商業の発達した近代社会では、もはや軍事的な征服による国家の偉大の追求は

(2) 例えば、マキアヴェッリは『デイスコルシ』の第1巻第32章では、ローマにおける共和政創設直後、国外に逃亡したタルクィニウス家の脅威がなおも存在した時代を、共和政の形式の下で、公民の国家に対する服従を保証するために「恩義」と「法律」という二つの統治方式が同時に出現した契機として取り上げている。

「道徳的に不可能 (moralement impossible)」であり時代錯誤であることを言明した (Montesquieu [2008], p.255)。このことは、モンテスキュー自身が、1734年の時点ですでに、共和政ローマの国内対立と軍事的偉大の関係性を説明した自らの命題と相反する具体的な認識を、近代商業社会に関してもっていたことを意味する⁽⁴⁾。また、モンテスキューが、ローマの富の源泉と同時に、その配分に関する分析を展開させるのは『ローマ人』執筆以降のことであり、1734年段階においては商業に関する具体的な分析は欠落していた。最終的に『普遍的君主国論』は出版されることはなく、後に『ローマ人』の補論として加える計画も断念され、古代ローマと近代社会を比較することで導き出された多くの発想と問いは、14年後に『法の精神』の中で展開されることになる。さらに、『ローマ人』それ自体も、『法の精神』出版と同年の1748年に大幅に加筆され再版されたことは、この歴史書それ自体が『法の精神』の補遺としての役割をもち始め、著作としての性格を大きく変容させたことを含意する。実際にも、『ローマ人』の第16章では、前406年から前396年まで継続したウェイ戦争でローマの兵士に対する給料が制度化されて以降、帝政期にかけてのこの制度の歴史に関する大幅な加筆がなされている。この加筆部分は、マキアヴェッリの問題関心を引き受けた上で書かれたようにさえ見え、『ローマ人』から『法の精神』に至る道のりでの、モンテスキューのローマ史理解の発展と深化を明らかにする手掛かりにもなる。

また、モンテスキューは『法の精神』では、王政期のセルウィウス・トゥリウスにより制定された財産評価の歴史の変遷に注目する。マキアヴェッリにおいて富の配分に関する分析が欠如していたのに対して、モンテスキューは、共和政ローマで、富の配分が政治権力の配分をどのように規定したかを明らかにするため、相続法の歴史を分析し、土地所有に限定することなく、貨幣の導入と奢侈の増大をも考慮する。この観点から、モンテスキューは、共和政ローマで公民権の基礎を成し

(3) この点に関しては、Carrese (2006) を参照。なお、川出良枝は、その『貴族の徳、商業の精神』で、適切にも、マキアヴェッリのローマ史解釈と比較した上で次のように指摘する。「共和政末期の分裂を必然的であったと主張する以上、彼 [モンテスキュー] は、そもそもの問い、すなわち、共和政ローマはなぜ崩壊したのかという問いに、「分裂」を槍玉にあげる既存の主張とは異なる独自の見解を示すことを迫られる」。その上で、川出は、モンテスキューが、共和政ローマの崩壊の原因の説明として、「ローマの強大化と拡大の速度が早すぎて、この変化に対応する法制度の整備が間に合わなかった」こと、異民族の流入、市民間の祖国愛の喪失、習俗の墮落を提示したとする (川出, 1996, 185-186 頁)。確かに、これらは『ローマ人』で議論される内容ではあるが、本稿では、さらに、この歴史書では断片的で漠然とした説明に留まった共和政ローマ崩壊の諸原因に関して、『法の精神』が、いかに社会科学的認識を深化させ、その分析を展開しているかを明らかにすることを試みる。

(4) Larrère (1998), Rahe (2005) も参照。なお、マイケル・ゾーネンシャーは、モンテスキューにとって、ローマの共和政から帝政への転換が、それに対応すべき征服から商業への転換を伴わなかったのは、ローマ帝国が近代的な君主政へと進化することができなかったのに対して、イングランドの統治組織は、富に基づく区分を容易に受け入れることができたからだとする (Sonenscher, 2007, p.101)。しかし、事情はより複雑であり、この問題は共和政ローマが帝政に変容する際、財産評価の形骸化、軍人政治の確立、さらには騎士層の歴史的由来を分析することなしには答えることができない。

た財産評価が形骸化し、軍事的義務と課税の負担が政治参加の権利と切り離されていく歴史的過程を描き出すのである。

マキアヴェッリは、軍事的に「拡大する国家」に不可欠な民兵制の模範を探求するために、リウイウス『ローマ史』の最初の十巻が描く、イタリア半島を統一するまでの共和政ローマを参照した。1494年のフランス王シャルル8世によるイタリア侵略以降、フランス、スペインのような外国の世襲君主政に、小規模都市国家のイタリアが対抗するためには、金銭に依存する傭兵よりも、民兵制の方が有効だと考えたのである。ここに、マキアヴェッリが、公民の軍事義務と政治参加を前提する民衆的政体を提案する理由があった。ジェレミイ・バルタスが、その著作『金銭は、戦争のかなめではない』で指摘するところでは、マキアヴェッリにおける「武装した人民」の概念は、14、15世紀における国債制度の発展以降のトスカーナ、そしてフィレンツェの社会構造の正確な把握なくしては理解しえない (Barthas, 2011, p.34)。この観点から、バルタスは、マキアヴェッリにとって、戦争遂行のために資金力を必要とする傭兵に依存することは「財政貴族」の政治的権限の増大、ならびに平民に対するその圧迫を意味したことを指摘する。したがって、マキアヴェッリが『ディスコルシ』の第2巻第10章で「俗説とは反対に、戦争の決め手となるのは金の力ではない」と主張し、民兵制の創設を提案することは、フィレンツェが公債システムに絶対的かつ必然的に依存することの拒否を意味した (ibid., pp.339-347)。なお、レオ・シュトラウスは、その『マキアヴェッリ論考』において、マキアヴェッリが、同じ『ディスコルシ』の第2巻第10章で、リウイウスがアレクサンドロス大王を参照し、戦争に必要な三つのこととして多数の精兵、名将、そして幸運を挙げ際に、金銭の役割についてリウイウスが沈黙することに関して次のように解釈する。

「リウイウスは、もしも彼が金銭が重要であると見なしていたならばそれに触れていたであろう文脈においてそれに触れていないのである。この事実はそれ自体として、ただ単にリウイウスが金銭という主題について健全な意見を抱いていたということをサポートする漠然とした推定を確定するだけではない。それはまた彼をその意見に対する最も正しい証人、最も重要な権威とする。リウイウスの沈黙は、彼が明示的に陳述したよりもより印象的である。リウイウスは、ある重要な真理を沈黙によって最も効果的に開示する。マキアヴェッリが黙って応用している規則は次のように陳述しうる。もしも賢い人間が、彼が論じている主題にとって一般的には重要だと考えられている事実について沈黙しているならば、彼はわれわれにその事実は重要ではないと理解するようにしている」 (Strauss, 1958, p.30; 26頁)。

マキアヴェッリは『ディスコルシ』において、共和政ローマが実現した軍事的偉大の原因を探求した。そして、マキアヴェッリは、その第1巻第20章で、共和政ローマが、その創設以来、自由な投票で選ばれた執政官の「ヴィルトゥ (徳、力量)」と「名声」の恩恵に絶えず与り、その全盛期に至つことを認めた際に次のように書いた。「この全盛期は、ローマが王の支配下にあった期間とほと

んど同じくらいの期間続いたのである」(D, I-20, p.114; 120 頁)。シュトラウスが確認するように、リウィウスの年代記に従うと、ローマの全盛期は前 266 年まで続いた (Strauss, 1958, p.89; 95 頁)。この年は、ローマがイタリア半島外部への拡張を開始する第一次ポエニ戦争 (前 264-前 241) の始まる直前に位置する。シュトラウスの解釈に従えば、マキアヴェッリは、彼にとっての「最も正しい証人 (the truest witness), 最も重要な権威」であるリウィウスが戦争の遂行における金銭の役割に関して沈黙するのは、一般的な見解に反して、金銭が戦争に重要ではないことを「真理」として明らかにするためであるとした。これに対して、モンテスキューは、ローマ人の相続法が主題となる『法の精神』の第 27 編に付け加えられた注釈で、ローマ人が貨幣を使用し始めたのは、リウィウス『ローマ史』の最初の十巻が終わる前 293 年より後のピュロス戦 (前 280-前 279) 以来であることを指摘している。まさに、その注釈の中で、モンテスキューは、マキアヴェッリの主要な典拠であるリウィウスの『ローマ史』からラテン語の原文で引用し次のように書いたのである。「彼ら [ローマ人] がそれ [貨幣 (monnaie)] をもったのはピュロス戦のときに過ぎない。ティトゥス・リウィウスは、ウェイイの包囲について語りつつ『まだ銀の鑄貨は存在しなかった (nondum argentum signatum erat)』⁽⁵⁾ と言っている」(EL, 27, note)。リウィウスが、アレクサンドロス大王に言及し、戦争における多数の精兵、名将、「幸運」の重要性を強調したのも、共和政ローマが、イタリア半島を統一する以前の時代が語られる『ローマ史』の第 9 巻での脱線としてであった。少なくとも、モンテスキューの見解に従えば、リウィウスが、その歴史書の最初の十巻の枠組みにおいて金銭について語らないのは、それが、俗説に反して戦争にとって重要ではないと考えたからではなく、この時代のローマには、富の蓄積のために実用性をもつような貨幣が存在しなかったからなのである。⁽⁶⁾

また、マキアヴェッリは、人間における富の獲得欲を不変なものと想定したが、モンテスキューは、貨幣の導入が、人間の欲望に与える影響を確認することで、その認識を自らのローマ史解釈に反映させる。モンテスキューは、ローマにおいて、銀の貨幣が存在する以前の人間の欲望が、それ以降のものとは異なることを注意深く認識することで、共和政の「原理」である「徳」の維持のために必要な平等と質素を可能にした特別な社会的条件を明らかにするのである。以上で確認された、マキアヴェッリとモンテスキューにおける人間と社会に対する観点の相違から、共和政ローマの帝政への歴史的変容に関する両者の認識の特異性を明らかにすることが本稿の議論の目的となる。

(5) 『法の精神』(EL と略す) からの引用に際しては、最初に編番号を、次いで章番号をそれぞれアラビア数字で表記する (EL, 11-19 は、『法の精神』第 11 編第 19 章を指す)。なお唯一の章から成る第 27 編に関しては最初に編番号を、次いで段落番号を標す (EL, 27, al.14 は、『法の精神』第 27 編の第 14 段落を指す)。

(6) リウィウス『ローマ史』のラテン語原文とフランス語訳の対訳版の註において、訳者のガストン・バイエが指摘するように、リウィウスが、ウェイイ戦争の時代に存在したと考えていたのは「未加工の銅塊 (lingot brut)」のようなものであるとする (Tite-Live, 1954, p.98)。

II. 『ディスコルシ』における軍事指揮官による富の配分と君主政の歴史的出現

1) アポロ神殿への奉献の場面でのカミルスに関する、マキアヴェッリの二つの評価の矛盾：

『ディスコルシ』第1巻第55章と第3巻第23章に関して

マキアヴェッリは、共和政ローマが、一方では、戦争の結果として被征服国から戦利品を獲得し、他方では、公民が、国内産業の発展に貢献し、さらには人口を増大させることで富を増大させたと考えた。彼は、その原因を、共和政と君主政の政体の相違から説明する。「国王の絆から脱したローマが、あの大帝国へと成長を遂げていったことを考えれば、賞嘆のあまり言うべき言葉を知らないほどである。その理由はいとも簡単に理解できる。つまり個人の利益を追求するのではなくて、公共の福祉に貢献することこそ国家に発展をもたらすものだからである。[...]ところが、君主の支配下にある国家では、上述の共和国の場合とは正反対のことが起こるのである。というのは、たいていの場合、君主にとって都合のよいことは、都市には害をもたらし、都市に役立つことは、君主にとっては都合の悪いのが普通だからである」(D, II-2, p.297; 283-284頁)。ここから、マキアヴェッリは、僭主の出現が、軍事的、経済的な弱体化をもたらすと考えた⁽⁷⁾。マキアヴェッリは、政体の形式と富の増大の関係に関する考察を、自身が生きた16世紀の「われわれの経験」から導き出し、共和政における「自由な生活」を国家の軍事的偉大と富の増大の主要な原因と見なす一般的な理論を提示するのである。「なぜ人民の心の中に自由な生活を守り抜こうとする熱意が生まれてくるのかを見極めるのは、たやすいことだ。というのも国家が領土でもその経済力でも大をなしていくのは、必ずと言ってよいほどその国家が自由な政体のもとで運営されている場合に限られているのを、われわれは経験から知っているからである」(D, II-2, pp.296-297; 283頁)。マキアヴェッリは、平等と清貧が維持された共和政では、公民が、自ら労働に従事し、そこから得られた財産の安全が保障されることで「農業や手工業によってもたらされる富」が増大し続け、それが人口増加にも繋がると考えたのである(cf. D, II-2, p.300; 290-291頁)。ここで、マキアヴェッリは、継続する戦争で国家の拡大を実現したローマの富の増大に関して、それが実際に、国内産業の発展に由来するのか、あるいは被征服国からの略奪に由来するのかについて考慮することはない。

マキアヴェッリは、第1巻第55章において「平等のあるところでは君主政は樹立しえないし、平等のないところでは共和国は成立しえない」ことを証明しようと試みる際に、そこで君主政の特徴

(7) ミカエル・ヘーンクヴィストは、その『マキアヴェッリと帝国支配』において、マキアヴェッリに見出される好戦的な「帝國的共和主義」の発想の思想的由来を描き出す。そこでヘーンクヴィストは、フィレンツェの伝統において、一方で「共和政の自由 (republican liberty)」と支配 (empire)、成長、拡大が結びつき、他方で、君主政と自由の喪失、衰退、支配の崩壊が明確に結びつけられ、それらの結びつきが強調されるようになったのは、レオナルド・ブルーニ (1370-1444) 以来であったことを確認する (Hörnqvist, 2004, p.57)。

となる不平等の指標として「特権階級 (gentiluomini)」の存在を認め、この階級の内実を次のように説明した。「そういった階級とは、ありあまる財産からの収入を当てに無為にその日を送り、生活の資を得るために耕作に励んだり、あるいはその他の骨の折れる仕事に精を出すような心配事の無い連中を指すのである」(D, I-55, p.175; 241-242 頁)。マキアヴェッリは、共和国においては、これらの労働に従事せず、不平等を助長する「特権階級」が有害であることを認める。この観点から、マキアヴェッリは、共和政ローマの歴史の文脈の中で、軍事指揮官が自らの労働によって得られる富ではない戦利品を私的に分配することがもたらす弊害に注目する。マキアヴェッリは『デイスコルシ』で、共和政ローマが大版図を実現するにあたって公民が共有すべき習俗としての「ヴィルトゥ」の形成と維持の問題を軍事的観点から提示した。同様に、彼は、共和政から君主政への変容の原因を追究する際にも、共和政ローマで公民の習俗と国内秩序の在り方に決定的な影響を与えた軍事組織の観点から、軍事指揮官による戦利品の配分を分析することになる。

マキアヴェッリは、第1巻第55章では、そこで主題となる政体の形式と富の配分に関する問いの文脈に、共和政ローマで平等が維持された時代、前406年から前396年まで続いたウェイ戦争の終結後の出来事、つまり「カミルスがウェイからの分捕り品の十分の一をアポロの神殿に捧げると前もって祈願したことに関して、元老院が執り行った討議」を位置づける⁽⁸⁾。元老院は、この討議の結果として、平民の善意に信頼を置き、すでに彼らの持ち物になり、もはや数量を数え直すこともできない分捕り品の十分の一を国庫に引き渡すように命じた。実際には、この後元老院は「その他の方策」を提案することで、この法令が実施されることはなかったが、マキアヴェッリは、この事例を「ローマ人民がどれほど善意と宗教心とに満ち溢れていたか、またどれほど多くの善行が彼らから期待されたかを示すもの」として取り上げた(D, I-55, pp.173-174; 239 頁)。しかし、マキアヴェッリにとっても、元老院がローマの平民に期待した宗教心と善意は、必ずしも彼ら平民の獲得欲を否定するものではない。むしろ後の、第3巻第23章「カミルスがローマを追放されたのはなぜか」で明らかになるように、実際には、その良き習俗にもかかわらずアポロ神殿の奉献を巡って露になったローマ公民の富の獲得欲こそが、カミルスの追放の原因の一つとして見なされるのである。マキアヴェッリは、リウイウスに依拠し、カミルスが兵士の憎しみを買った三つの理由を挙げる。

「さて、ティトゥス・リウイウスは彼〔カミルス〕について『兵士たちはカミルスのヴィルトゥを憎みつつ、感心していた』と語っている。／すばらしい人物だと感心されたのは、彼には用心深さ、深慮、広い度量、軍隊の使い方や指揮にあたって示した見事な統率力などがあったからだ。憎しみを買ったのは、相手かまわず褒賞を与えずにためではなく、むしろ部下の処罰に厳格すぎたこと

(8) ポール・ラリヴァイユも、『デイスコルシ』における、アポロ神殿の挿話をもつ意味の解釈を試み、その論理の複雑さを認めるが、十分に説得的な説明を与えているとは考えられない(Larivaille, 2004)。

にあった。さて兵士たちの憎しみの原因について、ティトゥス・リウィウスは次のことを指摘している。第一にウェイイ人の財産を処分して得た金銭（denari）を国庫にまわしてしまって、他の戦利品とともに兵士に分ち与えることをしなかったこと。第二に、凱旋式にあたって、四頭の白馬に馬車をひかせて、自分を太陽になぞらえるような、傲慢な振舞いがあったと陰で評判されたこと。第三に、ウェイイ人の戦利品の十分の一をアポロ神殿に捧げると誓いを立て、その誓いを果たすために、兵士からすでに分配したものを取り上げようとしたこと」（D, III-23, p.528; 576 頁）。

国内政治が主題となる第 1 巻の第 55 章では、アポロ神殿への奉納の事例は、当時の富の平等を維持したローマ人における宗教心、もしくは善意を証明するものとして取り上げられた。これに対して、国家の維持が主題となる第 3 巻の第 23 章では、アポロ神殿への奉納それ自体が、カミルスの追放の原因の一つであったことが示され、この場面は、むしろローマ公民が、宗教心や善意に勝る獲得欲求を有していたことを明らかにする。たとえ良き習俗が維持されていたとしても、実際に厳格な税の徴収が可能でありえたのは軍事指揮官カミルスの命令の厳しさゆえであり、またそれが兵士からの憎しみをかう原因となったのである。マキアヴェッリは、国家の維持に関する議論を導入する第 3 巻第 1 章の末尾で次のように書いていた。「特定の個人の行動が、ローマに大をなさしめるのにどれほど与って力があつたか、またどれほど多くの素晴らしい成果を与える元となつたかを明らかにするために、この問題について、これから記述と論述を進めていこうと思う。つまり、このテーマを中心とする本書の第三巻と、リウィウスの著書の最初の十巻の最後の部分との範囲内で結論づけることになる」（D, III-1, p.465; 464-465 頁）。そこでマキアヴェッリは「特定個人の行動」の役割を重視し、共和国を創設当初の「本来の姿」に戻すためには、共和国の秩序を侵害するものに対する「厳酷な刑罰の執行」によって、その法秩序全体を再活性化するか、あるいは「市民の中から傑出した人物（uomo buono）が出て、自ら手本を示すだけでなく、その立派な行動によって一般市民を教化し、法律と同じ効果を与える」ことの必要を認めた（D, III-1, p.462; 459-460 頁）。公民が同時に兵士でもあった共和政ローマでは、その「ヴィルトゥの数多くの事例」は、軍隊での規律に由来し、それが平時においても国家内の秩序の維持に重要な役割を果たした。この国家秩序の維持の観点から、マキアヴェッリは、第 3 巻の第 19 章から第 22 章では、命令する者としての軍事指揮官と命令される者としての兵士の関係について議論し、それを先に言及した第 3 巻第 23 章におけるカミルスの再評価に結びつけるのである。

2) マキアヴェッリにおける君主政確立の歴史叙述：

『ディスコルシ』第 3 巻第 19 章から第 24 章にかけての理論的展開

マキアヴェッリは、第 3 巻第 19 章では「ローマ共和国が貴族と平民との対立のため、内乱一步手前の状態」において対外戦争に参加していた二人の執政官、つまりは一方で兵士を敬意をもって指

揮したクインクティウスと、他方で、罰則の厳しさによって指揮し、十人衆の頭首の父であった同姓同名のアッピウス・クラウディウスを比較する。ここでは、内乱のため平民の市街退去による兵役拒否の可能性、軍事規律の欠如、そして戦争遂行の成否が軍事指揮官の能力に左右された特殊な状況が想定されている。軍事規律が欠如したとき、軍事指揮官の命令の苛烈さは、同等者たる公民の兵士から敵意を買う危険を伴う。結果として、有効に軍隊を指揮しえなかったアッピウスは戦争に敗北し、軍隊に支持されたクインクティウスは勝利した。さらに、マキアヴェッリは、第20章と第21章では、「人間味と慈悲」をもって軍隊を指揮したキュロスとスキピオ、そして、「残虐、暴行、強奪をはじめ、ありとあらゆる非道」によって行動したハンニバルを取り上げ、彼らが、全く反対のやり方で同様の栄光と名誉を得たとする。しかし、これら三人の英雄の成功は、彼らの「並外れたヴィルトゥ（力量）」の結果によるものに他ならず、これらの事例は、マキアヴェッリが提案しようと試みる一般的な規則を与えることはない。「ヴィルトゥのある人物で、そのヴィルトゥが世の評判になっているような指揮官であれば、彼が歩むいずれの道を選んでもかまわない。なんとすれば、ハンニバルのようにこのヴィルトゥが偉大であるならば、愛されすぎたり、憎まれすぎたりしたために生ずる欠点など、すべて帳消しになってしまうからである」(D, III-21, p.521; 564-565頁)。これらの考察を通じて、マキアヴェッリは、戦争の指揮に関する一般的な規則として、支配者と被支配者が同等である共和政での厳しい命令の弊害を認めたのである。これに対して、マキアヴェッリは、第3巻第22章では、戦場での軍隊の指揮それ自体よりも、むしろ共和政体における長期的な秩序の維持の観点から議論する。そこで彼は、厳格な命令によってローマに軍事規律を維持させたマンリウス・トルクァトゥスと当時のローマで習慣となっていた軍隊規律を守っていただけでよかったがゆえに人間的に振舞い、プブリコラ、つまりは「人民の友」との異名を与えられたワレリウス・コルウィヌスを比較し、どちらの方法が好ましいかの選択の問いに関して次のように書く。

「一つの共和国の法律に服している人物ならば、マンリウスの峻厳な方法を採用するのが一般に評判も良いし、また実施にあたっての危険も少ない。なぜならこの方法は、心から公のことを思っている行ないであって、いささかの私心も交えていないからだ。つまりこの方法を用いれば、個人には峻厳な態度で臨み、社会全体のみならず愛情を注ぐ結果になり、すでに述べたように子飼の子分はできないからである。言いかえると、この方法を用いるとなれば、われわれがすでに党派 (*partigiani*) という名で呼んでいる格別に親しい仲間は得られないこととなる。だからマンリウスのような方法に従えば、共和国の場合これほど有望で望ましいものはない。この方法は社会のために至れり尽くせりで、個人的野心が介入する心配はいささかもないのである。ところが、ワレリウスのほうはこれとまったく正反対である。なるほど公共の利益をもたらした点では、マンリウスのやり方と同じ効果をあげたとはいえ、多くの疑念を生むこととなるからだ。もし一人の人物が軍隊の特別の愛着をうることができ、長期にわたって指揮権を握ることになるなら、その結果は自由に

とって有害となるかもしれぬことを恐れる重大な根拠があるからである。プブリコラ〔ワレリウス〕の場合に、このような憂慮すべき結果が生まれなかったのは、ローマ人の精神状態がまだ墮落していなかったからに他ならない。またワレリウスが長期間継続してローマ人民に君臨していなかったためでもある」(D, III-22, p.526; 573 頁)。

マキアヴェッリは、第3巻第22章においてマンリウスの「命令の厳しさ」が、ワレリウスの「寛大さ」よりも共和政の秩序の維持にとって好ましいことを強調し、この議論の延長上に、第23章でのカミルスの追放の理由に関する議論を位置づけたのである。⁽⁹⁾「われわれはすでに、ワレリウスのような行き方は、祖国にも我が身にも害を招き、マンリウスのような行き方は、祖国には有益だろうが、時によっては自分には不利を招くこともある、と結論した。このことはカミルスの例を一つ取り上げれば、さらによく立証される。彼の行き方は、ワレリウスよりはマンリウスにやや似ている」(D, III-23, p.528; 576 頁)。確かに、カミルスは、ハンニバルのように市民から憎まれすぎたために生ずる欠点を帳消しにするほど「偉大なヴィルトゥ」をもったわけではなく、その厳しい命令は、自らに害を招く危険を常にもった。しかし、第19章で取り上げられた、同様に厳格な命令を好んだアッピウス・クラウディウスとは異なり、カミルスが、その軍隊の指揮に関して成功を収めたのは、彼が戦時においてだけでなく、平時においても兵士の訓練を怠らず、軍事規律を維持したからである。⁽¹⁰⁾(cf. D, III-30, pp.540-541; 597-598 頁)。カミルスは、その軍事的成功にもかかわらず、共和国の秩序維持には有利であるはずの厳しい命令によって、「ウェイイ人の財産を処分して得た金戦」を国庫に納め、アポロ神との約束を果たすために配分済みの戦利品の回収を試みたことで、人民の反感をかき立て、祖国から追放されるに至った。マキアヴェッリは、農地法の歴史を、共和政の秩序の崩壊に至るグラックス兄弟の時代まで辿った第1巻第37章において、良き習俗が維持されるか否かにかかわりなく、人間の本性を際限ない欲望によって特徴づけた。そのマキアヴェッリにとって、軍事指揮官の資質と富の配分の関係に関して、カミルスのアポロ神殿への奉獻の事例が特別な重要性をもつのは、共和政ローマにおいて遠方での戦争の長期化から、軍隊への給料が制度化されたのが、この奉獻のきっかけとなったウェイイ戦争を契機としたからだと考えられるのである。実際にも、マキアヴェッリは、ウェイイ戦争の時代を、戦利品を配分する権限をもつ軍事指揮

(9) 「このような〔厳しい〕命令の仕方は、共和国にとっては有効なのだ。このような厳しい命令が発されると、国家は建国の姿に引き戻され、本来のヴィルトゥが呼びさまされるからである。すでに述べたように、もしある共和国が幸運にもしばしば人を得て、その人の指導よろしきを得、法律が刷新されれば、その国の破滅への速度が鈍るだけでなく、建国当初の姿に戻ることができて、その国家は永遠の生命を保ち続けるであろう。かくしてマンリウスは厳格な命令によって、ローマに軍事訓練を持續させた人々の一人に加わるようになった」(D, III-22, pp.524-525; 570 頁)。

(10) 福田有広もこの第3巻第22章で議論される「軍事規律」は、単に戦場での兵士の統率を意味するのではなく、それが「徒党」の形成と対比されることで「マキアヴェッリは共和政と君主政の対比へと切り込んだ」ことの重要性を指摘する(福田, 2002, 40 頁)。

官が、ローマの習俗の腐敗をもたらさうようになる歴史の出発点として位置づけている。マキアヴェッリは「ローマが建国の初めからウェイイの包囲攻撃に至るまで」戦争を短期に終結させるために、戦争布告の後、即座に決戦に挑んだことを確認した上で次のように書いている。

「以上述べてきたようなやり方〔戦争布告後の即座の決戦〕は、ローマ人がウェイイ包囲戦後に戦争方法を改めるまで踏襲されていた。ウェイイ攻略戦では、この長期化に対処できるように、ローマ人は兵士に俸給を支払う制度を設けた。それまでは戦争は短期間に終わっていたので、その必要もなかったために、給料が支払われたためしはなかった。ローマ人が軍隊に給料を支払うことに同意するようになると、そのおかげで、これまでよりさらに長期化した戦争ができるようになった。さらに、遠隔の地で戦うときにも、長期にわたってその戦線に軍隊を駐屯させておくことが可能になった。しかしながらローマ人は、戦争を時と場合に応じてできるだけ短期間に終わらせる、という本来の方針を決して変えようとはしなかった。また、征服地に屯田兵を送り込むやり方も変えなかった」(D, II-6, p.310; 310頁)。

カミルスによるアポロ神への奉獻の場面に関して、第1巻第55章では、ローマ公民の良き習俗が維持された側面が描き出され、他方の第3巻第23章では、この同じ時代の同じ公民の中に、マキアヴェッリ自身が人間の本性として認める欲望の際限なさが強調された。第1巻第55章では、共時的な観点から国内政治の問題を扱い、富の平等に基づく共和政とその不平等に基づく君主政が比較される。そして、第3巻の第19章から第23章では、通時的な観点から共和政の維持の問題を扱い、戦利品の配分を決定する権限をもつ軍事指揮官が政体の形式に与える影響が議論される。こうして、マキアヴェッリは、軍事指揮官カミルスの評価を通じて、第1巻と第3巻に分割された二つの議論を結びつける。マキアヴェッリは、カミルスの追放を議論した直後の第3巻第24章「指揮権を延長したためローマは奴隷状態に陥った」では、ローマにおける「自由」の喪失の原因を、共和政末期のスッラやマリウス、そしてカエサルのように軍事指揮官が兵士に与えた「恩義」を通じて私的な「党派」を形成したことに見出し、次のように書いた。

「やがてローマは軍に遠征を命じるとき、司令官の任期延長の必要を痛感するようになり、頻繁にそれを行った。このことから次の二つの不利益が生ずることになった。一つは、少数の者が指揮権を専断するようになったこと、したがってその少数者に名声が集まるようになったこと。もう一つは、ローマの軍団の司令官が、長年君臨する間に部下の気持ちを擱んで完全に自分の党派の腹心(partigiano)にしてしまったこと。そのため、軍団は年とともに元老院の存在を無視して、司令官に対する恩義を深めることになった。だからこそ、スッラやマリウスは、国益(bene publico)を無視しても自分に対してだけ忠誠を尽くす兵士を得ることになった。またカエサルも、こうして祖国を征服することができたのである。もしローマ人が執政官や司令官の任期の延長を認めな

かったならば、また彼らがその後速やかに権力の座を固めることがなく、結果的に彼らによる征服が遅れたとすれば、ローマ人が奴隷状態に陥ったのは、実際よりはるかに遅れていたであろう」(D, III-24, pp.529-530; 579 頁)。

マキアヴェッリが、第3巻第25章で、グラックス兄弟の農地法改革の直前、前2世紀初頭のマケドニア戦争において活躍した軍事指揮官のアエミリウス・パウルスの時代を「共和政最後の華やかな時代」と評価するとき、それは「市民が戦争によって富み栄えよう」とは考えず、他人の労働に依存せずに「生活の資を得るための耕作に励み、あるいはその他の仕事に精を出す」ことで「特権階級」の存在を許さなかった時代を意味した (cf. D, III-25, pp.531-532; 582 頁)。しかし、外国の軍事的脅威が消滅し、アエミリウス・パウルスの時代以降には清貧の習俗が失われることで、ローマ市民は「戦争によって富み栄え」ることを欲し、軍事指揮官は、以前には国庫に収められていた戦争で得た莫大な富を、兵士に「私的な手段」を通じて配分するようになった (cf. D, III-16, p.513; 551 頁)。ローマ公民は、共和政的支配の基礎となり「公的利益」を目的とした法律を守るよりも、むしろ君主政的支配の基礎となり、マリウス、スッラ、そしてカエサルが自らの党派を形成するために利用した「恩義」を重視するようになったのである。共和政は、王をもたず、公民が、法律の下での平等の原則に則って統治される組織である。だからこそ、共和国では、法律が「公共の福祉」を体現し、役職に伴う名誉や特権は公的に定められた規則に従って与えられる限り、特定の個人の「恩義」に基づく「党派」が形成されることはない (cf. D, I-16)。マキアヴェッリは、第3巻第28章「共和国においては常に市民の行動に心を配らなくてはならない、慈悲深い行動の陰には、しばしば専制君主を生むきっかけが隠れているものだからである」では、市民が名声を獲得した手段を、私的と公的の二つに区別し次のように書く。

「公的手段とは、全員の利益となるような立派な意見を述べ、見事な活躍をして、一人の市民が名声をあげたような場合を指す。こういう名声は、広く市民に道をあけておかなくてはならない。こうした意見や活動に対しては名誉を与え、満足〔のいく恩賞〕を与えなければならない。しかもこういう手段で得た名声が、純粹で他意のないものである限り、危険の心配はまったくない。これに反して上述の第二の私的手段で評判をあげるような場合は、危険さあまりなく全面的に有害だ。私的手段とは、あれこれの個人に金を貸したり、嫁を嫁がせたり、官吏からかばったり、あるいは同様の私的な援助を行なうことで、人々を自らの徒党にしたり、そうして優遇された者が、国家を腐敗させ、法律を侵害するように唆すことなのだ。したがって、立派に秩序づけられた共和国は、前述のように、公的手段で人気を得たいと思う人物には道を開いておくべきだ。だが、私的手段で人気を得ようとする者に対しては、ローマが行なった通り、門戸を閉ざさなくてはならない」(D, III-28, p.536; 589 頁)。

『ディスコルシ』において、共和政における「自由な生活」は、「公共の福祉」を目的とした法律に基づく統治に他ならず、それは「個別的な利益」を目的とした特定個人の意思への従属を否定するものとして考えられた。この法的組織が侵害されたとき、その違反者は公的に告発され、公民全体の判決に従って、死刑、もしくは追放の判決が下されたのである（D, I-6; III-28）。「こうした人物を処刑しないで事態を放任しておけば、共和国の命取りになる。なぜなら先例ができてしまえば、後になって、元の正しい路線に復帰させることは難しいからである」（D, III-28, p.537; 590 頁）。『ディスコルシ』の議論に従えば、共和政ローマは、十年ごとに「厳格な刑罰の執行」によるか、あるいは軍事的な「ヴィルトゥ」の範例となる「個人の際立った行動」によって法秩序の全体を再活性化することで体制を維持してきたのである（cf. D, III-1）。マキアヴェッリは、共和政ローマの歴史の結末として「小カトーの時代はローマがほとんど墮落の淵に沈みきっていったため、いかなる高邁な行動で世の師表たろうとしても、人民を善導するまでには至らなかった」として、その政敵であったカエサルに、共和政の創設以来の「ローマで最初の僭主」の出現を見て取ったのである（cf. D, I-46; I-55; III-1）。マキアヴェッリは、こうして、兵士に対する給料が制度化されたばかりで、富の平等と良き習俗が比較的良く維持されたウェイ戦争の時代から、共和政末期、習俗が完全に腐敗したカエサルの時代に至る軍事指揮官の歴史を辿った。彼は、軍事指揮官による富の配分の方法と軍事指揮権の延長の関係を考察することで、法律に基づく統治の衰退と終焉を認めると同時に、特定の有力者が「私的手段」によって与える「恩義」に基づく君主政の出現の歴史的過程を示した。マキアヴェッリの共和政の理念に照らしたとき、それこそが共和政ローマが最終的に辿り着いた「奴隷状態」に他ならなかったのである。

III. マキアヴェッリにおける農地法とモンテスキューにおける相続法

1) マキアヴェッリにおける財産評価の理論的前提

マキアヴェッリは『ディスコルシ』において、「リウィウスの『歴史』の最初の十巻」の枠組みを前提とし、ローマがイタリア半島の外部に軍事的征服を拡大する以前、平民が軍事参加し、外国人に移住を認め、公民権を与えることで十分な兵士の動員力を保持した「支配権を拡大していこうとする国家」を自らの主題として選択した。この共和国は、貴族と平民が相互に権力を抑制する混合政体を条件に、世代交代を契機とした習俗の腐敗の危険を継続的に乗り越えることで、三百年以上の期間にわたり政体の維持を可能にしたのである。その政体の没落の危機の範例として認められたのが、十人衆による専制の事例⁽¹¹⁾だった。マキアヴェッリに従えば、十人衆の筆頭であったアッピウ

(11) 『ディスコルシ』全体の議論を通じて、十人衆による専制がいかなる意味において判例的な意味をもつかに関しては、別稿で改めて議論されなければならない。

ス・クラウディウスが、専制政治の実現に失敗した主要な原因の一つは、多数者であり、軍隊の基礎となるべき平民を味方にするべきだったにもかかわらず、貴族を味方にしたことにあった。さらに、16世紀とは異なり、古代ローマの時代には、平民に対抗するために、「武装させることで、本来、平民が果たした役割を代行する地方（contado）の農民」は未だ存在しなかった⁽¹²⁾。「アッピウスは、地方の農民を掌握して傘下に組み入れることができなかった。当時のローマでは、都市と農村は一体であったからだ。彼はどうしたらよいか分からなかった。このような当然打つべき手が、アッピウスには全く理解されていなかった。したがって、彼は出発点からして、失敗のほうに向かって大きく踏み外していたといえよう」（D, I-40, p.151; 194頁）。また、ローマでは、特に戦争に際して、公民全体としての一体性が強固になった。なにより、アッピウスがすでに婚約者のいたウィルギニアを凌辱したことを契機に軍隊が暴動を起し、アッピウスの専制が打倒されたのは、対外戦争によってローマが戦争状態に入り、祖国防衛のためにも平民の軍事動員に依拠せざるをえなくなることで、十人衆の立場が弱くなった際だったのである（cf. D, I-40）。そして、マキアヴェッリが、『デイスコルシ』全体の最終章である第3巻第49章で、監察官のクイントゥス・ファビウスを評価するのも、この公民の一体性の維持という観点からなのである。

『デイスコルシ』が主題とする「リウィウスの『歴史』の最初の十巻」で描かれた、ローマがイタリア半島を統一するまでの時代は、土地財産に応じて、軍事参加と同時に、役職者の選出、法律の制定、そして裁判に関する投票といった政治参加の権利を規定した財産評価が維持された時代に対応している。ファビウスは、リウィウスの『歴史』の第9巻に登場するが、この時代に、共和政ローマでは、外国人移民への公民権の付与に伴い、農村に財産をもつ旧来の富裕層と、都市に住む貧民が分離し始めた。そこで、ファビウスは、投票の権利の配分を決める財産評価の再規定を通じて、都市と農村の間の権力の均衡を維持したのである。このように、マキアヴェッリが「ファビウスが偉大なファビウスと呼ばれるようになったのは、どのような功績があったからであるか」を問う際に、財産評価の維持を重視するのは、それが共和政ローマにおいて、貴族と平民の「混合政体」を維持するための制度的前提条件になっていたからだと考えられるのである。

マキアヴェッリは、第1巻第37章では、共和政衰退の歴史叙述の観点から、貴族の土地を制限することで混合政体を維持する役割を果たした農地法の歴史を辿ることで、貴族と平民の対立が「公共の自由に役立つ法律や体制」を作り出した「タルクィニウスからグラックスに至る三百年以上の期間」は、同時に「農地法を巡る紛争が、ローマを隷属化させる」のにかけて「三百年」の時代でも

(12) なお、マキアヴェッリは、フィレンツェ共和国の終身統領ピエロ・ソデーニの下で、内政・軍事を主に担当する第二書記局長の任にあったが、1506年12月6日に発令された軍制改革に関する政令を起草した。そこで、外国軍と傭兵の無力を批判し、民兵制の創設を提案した際、マキアヴェッリは、この「地方の農民」こそが徴兵の母体として最適であると考えていたのである（cf. Machiavelli [1986] pp.99-119; 36-61頁）。

あったことを認め⁽¹³⁾た。マキアヴェッリは、農地法に関して次のように書いた。「この法律には、二つの主要な眼目があった。その一つは、いかなる市民といえども、規定の土地より以上のものを所有できないことが決められていたことである。またいま一つは、戦争で敵から奪った土地はローマ人民の間で分配されるべし、とうたわれていたことである。ここで、貴族にとっては二重の不利な点が出てくる。なんとすれば、法律が許す以上の土地を所有する者は、そのたいていが貴族であったが、彼らはその余分を取り上げられざるをえないからである。さらに、敵から取り上げた土地を平民の間に分配するのは、富を築く機会を奪うことになるからである」(D, I-37, p.140; 172-173 頁)。

他方で、マキアヴェッリは、君主政出現の歴史の観点からは、第3巻の第19章から第24章にかけて、軍事指揮権の延長の歴史を辿り、マケドニア戦争を指揮したアエミリウス・パウルスの時代以降、ローマで清貧の習俗が失われ、軍事指揮官が「私的な手段」によって自らの兵士に富を配分することで「公共の福祉」を顧みない「党派」が形成され、君主政の特徴である個人的な「恩恵」に基づく統治が確立されていったことを示⁽¹⁴⁾した。これら共和政衰退の歴史叙述と君主政出現の歴史叙述は、マリウス、スッラ、そして「ローマで初めての僭主」となったカエサル⁽¹⁴⁾の出現において合流する。マキアヴェッリは、この二つの歴史叙述に対応するように、カミルス追放の理由が議論された直後の第3巻第24章「指揮権を延長したためローマは奴隷状態に陥った」では、最終的に、ローマの破滅の二つの原因を、グラックス兄弟の時代の「農地法に端を発した紛争」と「軍の指揮権の延長」に認めたのである。実際にも、マキアヴェッリは、第1巻第17章「退廃した人民は、解放されたとしても、自由を維持していくことはこの上なく困難である」の末尾において「腐敗とか、自由な政体を保持していけぬということは、もとをただせば、その都市(città)の中にしみついている不平等に起因している」ことを結論づけた。マキアヴェッリは、軍事的拡大を継続したローマにとって、被征服国から獲得された土地と動産を含める莫大な富の配分方法こそが、政体の形式を規定する重要な要因であったことを認識したのである。マキアヴェッリは、第2巻第6章で、ウェイ戦争における兵士に対する給料の導入を指摘した後、その帰結に関して次のように書いていた。

「征服地に屯田兵を送り込むやり方は、それがもたらす大きな効果と利益のおかげで存続していた。けれども戦利品の分配方法には、大きな変化が見られるようになった。というのは、彼らは初めの頃ほどには戦利品の配分に関して気前良くはなくなっていたが、それというのも兵士は給

(13) P.A. ブラントが確認するように、グラックス兄弟による農地法改革は、兵士の不足を補うため無産の都市民に土地を配分することで、彼らの軍事動員を可能にすると同時に、その政治参加の権利を認めるものだった(Brunt, 1971, chap.4)。

(14) マキアヴェッリに従えば、軍の指揮権が最初に延長されたのは、前326年にバラエポリスの町の攻撃中、プブリウス・ピロが執政官代理に任命されたことによる。「これは元老院が国家の利益を考えて提唱したことであったが、時が移るにつれて、このことがローマに奴隷状態を招く下地になったのである」(D, III-25, p.529; 579 頁)。

料を受け取ったので、その必要がなくなったからである。同時に、戦利品が増えたために、彼らは、都市からの税金徴収によって戦争を行わなくても済むように、その戦利品で国庫を富ませようとしたからである。この方法を採用しようになると、ローマの国庫収入は瞬くうちに激増したのであった。したがって以上に述べてきたように、戦利品の処置と植民地の建設というローマ人の採用した二つの方法は、戦争によってローマを富ませるものとなった。ところが、その同じことでも、他の考えの浅い君主や共和国の手にかかると貧困化の原因ともなるのである」(D, II-6, p.311; 310-311 頁)。

しかし、共和政創設以来の農地法の歴史を、貴族と平民の対立の歴史と並行させて描き出すその意図とは独立に、マキアヴェッリは、ローマが、イタリア半島の外部に征服を拡張して以降に生じた公民間の土地財産の不平等が、被征服国の土地の配分に由来したと考えたわけでは必ずしもない。そもそも、マキアヴェッリは、第2巻第7章では「ローマ人が屯田兵に与えた土地の広さ」を議論し、その正確な規模を把握するのは難しいとしながらも「土地の条件やら地域差があっても、一般に分配額は慎ましいものであったと思われる」とする。共和政ローマにおいて、非征服国の土地は、しばしば、人口の増大、あるいは外国からの移民の増大に応じて、新たな公民に配分された。被征服国の土地は、屯田兵の間に配分される他に、ローマ人の私有地にもなったが、マキアヴェッリに従えば、グラックス兄弟の時代に、貴族が、農地法が許す以上の土地財産を蓄積したのは、征服地の配分によるのではない。⁽¹⁵⁾むしろ、ローマが征服をイタリアの外部に拡張して以降、戦争から得られた土地財産の配分は、もはや貴族と平民の対立の重要な争点とはならなかったのである。このことをマキアヴェッリは次のように確認する。

「農地法を巡るこのような紛争は、ローマ人がイタリアの隅々にまで、さらにはイタリアの外まで軍隊を派遣し始める時代に至るまで、ローマを悩まし続けた。そして、それからある期間は、その紛争もしばらく静まったかに思われていた。なぜかといえば、敵が所有していた土地がローマからあまり離れているので、平民の目から見ても遠く、またそこを耕作するのに適さない場所にあったので、平民はその土地をあまり欲しがらなかったからである。その上当時のローマ人は、昔ほどには敵を厳しく罰しないようになっており、敵の領土だった土地を取り上げる場合でも、そこを植民の間で分配することにしていたからである。以上述べてきたような色々なことが原因となって、農地法はグラックス兄弟の時代に至るまで小康状態を続けた。ところが、このグラックス兄弟によって、また農地法がむしろ返されることになり、ローマの自由もその息の根を止められ

(15) アンドリュウ・リントットも指摘するように、マキアヴェッリにおいて、公共を富ませ、個々の市民を貧しくしておくという原則が、ローマの農地法によってどのように害されたのかに関する説明は明確ではない。またリントットは、マキアヴェッリは農地法による土地の制限が、公有地のみに関係することを認識していなかったことを指摘する (Lintott, 1999, p.242)。

てしまった」(D, I-37, p.141; 174 頁)。

マキアヴェッリは「リウィウスの歴史の最初の十巻」を『デイスコルシ』の主題として取り上げた結果として、財産評価を前提に土地所有の配分が権力の配分を規定しえた、ローマがイタリア半島を統一するまでの時代、少なくともクイントゥス・ファビウスの時代に至るまでの歴史を議論の中心に置いた。彼は、この財産評価が可能にする土地所有と権力配分の関係を理論的前提とすることで、初めて貴族と平民の権力抗争の歴史を、農地法の歴史として辿ることができたのである。⁽¹⁶⁾しかし、マキアヴェッリは、ローマの軍事的拡大が、イタリア半島の外部に拡大する以前、獲得された土地が、ローマ人の欲望の対象となった時代には、貴族と平民の対立が「公共の自由に役立つ法律や体制」の形成に貢献したことを認めながらも、被征服国の土地をローマ公民がもはや欲さなくなつて以降、グラックス兄弟の時代に至って、貴族と平民の対立が暴力を伴う内乱に転化したことの逆説を説明することはない。第1巻第37章で描かれる、ローマにおける共和政の創設以降の農地法の歴史は、かろうじて維持された一定範囲内の土地財産の平等が、グラックス兄弟の時代に失われたことを説明しながらも、マキアヴェッリは、実際には、スッラやマリウス、ポンペイウス、そしてカエサルといった「党派 (fazioni)」の頭首の出現の原因に関しては、農地法の歴史それ自体によってよりも、むしろその叙述に組み込まれた、軍事指揮権の延長の歴史によって説明していたのである。⁽¹⁷⁾そこで、マキアヴェッリが、ローマ人を最終的に「隷属状態」に導いた「農地法に端を発した紛争」と「軍の指揮権の延長」という二つの主要原因を結びつけるための説明原理とするのがローマ人における「清貧」の習俗の喪失だった。

(16) 厚見恵一郎は『マキアヴェッリの拡大的共和国』で次のように書く。「民兵論を除けば、マキアヴェッリのうちには土地の配分が徳に影響するというハリントンの思想はさほどみられないのであって、マキアヴェッリの共和主義がハリントンに受け継がれるというポーコックの図式は、英国的なものをマキアヴェッリのうちにやや読み込みすぎるくらいがあるように思われる」(厚見, 2007, 319 頁)。本稿の強調は、マキアヴェッリが『デイスコルシ』の主題とするのは、「リウィウスの『歴史』最初の十巻」が対象とした、財産評価が維持された時代の共和政期ローマだということであり、この時代にこそ、土地所有と軍事参加の密接な結びつきが維持されたという点である。そして、この結びつきを前提とする限りで、マキアヴェッリは、共和政ローマの偉大に関して魅力的な解釈を提示できたとしても、その崩壊に関して十分に説得的な説明を与えることができなかったのである。

(17) ジョン・ポーコックは『マキアヴェッリアン・モーメント』において、マキアヴェッリは、農地法に伴う党派の分裂と軍事任務の長期化をローマ共和政没落の二つの主要な原因であると見なしたが、そのどちらの説明もローマの兵士としての公民の腐敗を説明せず、マキアヴェッリ自身、これら二つの原因を統合するには至っていないのは奇妙なことであるとする。ポーコックは、しかしながら土地所有に基礎づけられた公民権の発想こそが 17, 18 世紀のシヴィック・ヒューマニストの共通の場となり、その思想は完全にマキアヴェッリ的な前提に基礎づけられたとし、例としてハリントン、モンテスキュー、ジェファソン、ギボンを挙げる (Pocock, 1975, p.211)。ポーコックの想定する共和主義に、モンテスキューの「共和政」概念が収まらないことの論証を試みたものとして定森 (2005, 2007) を参照。

マキアヴェッリは、農地法の歴史を描き始めるに際して次のように書いている。「見事に統治される共和国においては、国庫は豊かであって、市民は貧しくなければならない。そのことから言えば、ローマで成立した農地法が不備になることは免れなかった」(D, I-37, p.140; 172頁)。マキアヴェッリは、農地法の不備がなぜ土地財産の不平等に帰結したのかを正確には説明できないながらも、アエミリウス・パウルスの時代を、ローマ公民の清貧が維持された「共和政最後の華やかな時代」と見なすことで、それからおよそ一世代後のグラックス兄弟の時代の土地財産の不平等の原因が、あたかも「免れえなかった農地法の不備」に存したかのように議論する。こうして、第3巻第24章では、軍事指揮権の延長の結果としてその歴史的出現が説明されるカエサルは、第1巻第37章では農地法の歴史に統合され、その歴史の結末に位置づけられたのである。マキアヴェッリは、この第1巻第37章で、グラックス兄弟の時代の「農地法に端を発した紛争」がもたらした「混乱と無秩序」からカエサルの出現までの、およそ三代にわたる過程を次のように辿る。

「このような混乱と無秩序状態の中であって、平民たちはマリウスの評判に目をつけ、彼を四度にわたって執政官に担ぎ上げた。このようにマリウスは、極めて短い期間において執政官の職を重ねて権力を維持し続けた。そしてさらには、その後三回も自分勝手に執政官に就任したほどである。このようなひどい成り行きに対し、貴族の側はなす術もなかったのでスッラの味方となり、彼を貴族派の首領に祭りあげた。そして内乱となって多くの血が流され、様々の変容を経た後に、ついに貴族派が優位に立つことができた。このような反目は、後にカエサルとポンペイウスの時代になって再発した。このときはマリウス派の首領はカエサルがなり、スッラ派の頭目にはポンペイウスがなった。そして、武器を手にした戦いが続き、カエサルの勝利に終わることとなる。このカエサルがローマで初めて僭主となり、ここにいたってローマの自由は再び甦らないこととなったのである。以上述べたのが農地法の始まりと終わりのいきさつである」(D, I-37, pp.141-142; 175頁, 強調引用者)。

マキアヴェッリは、ローマに関して、被征服国からの略奪に由来する富と、国内生産の増大に由来する富を区別せずに、共和政では、公民全体が「公共の福祉」に貢献することを目的とするがゆえに、国家の軍事的偉大と富の増大の双方が実現するという一般的な理論を提示した。彼は「戦利品の処置と植民地の建設というローマ人の採用した二つの方法」によってもたらされた「国庫収入の激増」は、清貧の習俗を条件に、公民が「公共の福祉」を目的としたことの帰結に他ならないとしたが、この財産が、後の時代に、いかにして都市を滅ぼしたかに関して議論することはなかった。マキアヴェッリは「リウィウスの『歴史』の最初の十巻」が対象とした時代を通じて有効であった財産評価を理論的前提に、共和政ローマの衰退の原因を説明しようと試みた結果として、動産の問題を、その分析の中で周縁化したと考えられるのである。彼は、ローマ人の中での清貧の習俗の重要性を強調する第3巻第25章で次のように書いていたのである。

「他の個所でもお話しした通り、自由な市民生活を立派に秩序づけるために、最も大切なことは、市民に清貧を守らせることだ。もっともこの規律が果たして効果をあげうるものかどうか、特に農地法が激しい反対を招いたローマでは明らかではない。にもかかわらず、歴史上確かなことは、ローマ建設後四百年経っても大いなる清貧（*una grandissima povertà*）がなお守られていたということだ。[...] 清貧は財産（*ricchezza*）よりもはるかに立派な結果を生む。また清貧が都市や属州や宗教に栄誉を与えたのに反して、財産は都市などを滅ぼした。この論題については、これ以上に詳しく論じ、明らかにすることもできようが、従来多くの著者により論じられているので、ここでは触れない」⁽¹⁸⁾（D, III-25, pp.530-532; 580-582 頁）。

十人衆による専制政治の実現の失敗の原因を、アッピウスが軍事力の堅固たる基盤とはならない貴族を味方にし、さらには、人民に対抗するために武装しうる「地方の農民」を見出せなかったことに存すると考えた際に、マキアヴェッリは、イタリア半島征服以前のローマでは、都市と農村の一体性が維持されていたことを強調した。これに対して、モンテスキューは『法の精神』において、共和政期ローマの歴史の分析を通じて、農村に財産をもち、「最も富めるものとして軍団の騎兵を形成する」と同時に、グラックス兄弟による裁判制度改革に至るまでは「人民を元老院に結びつけていた中間階層」として認められた騎士層の存在に注目する（cf. EL, 11-18）。この騎士層こそが、ローマが征服をイタリア半島の外部に拡大する過程で、属州での租税の徴収を通じて富を蓄積し、独自の社会的勢力を形成することで、都市と農村の一体性を失わせる原因となったのである。さらに、モンテスキューは、不動産の歴史的移転に注目し、相続法の歴史を辿ることで、マキアヴェッリの『ディスコルシ』の分析からは完全に排除された貨幣の導入、そして奢侈の増大が、共和政ローマの国制の基礎となった財産評価の内実そのものを次第に形骸化させていった歴史的過程を描き出すことになるのである。

2) モンテスキュー『法の精神』における相続法の歴史：

貨幣の導入と動産の移転に関する分析

モンテスキューは『法の精神』の第 27 編において、富の配分を長期的に規定する限りで財産評価の基礎ともなったローマ人における相続法の歴史を分析した。ローマの建国者であるロムルス時代以来、この国の相続法は、まず「土地配分の法律」として共和政の維持に不可欠となる平等と質素を維持するための「国制の法律（*lois politiques*）」として認められ、この法律は「国制（*la constitution*）の自然的従属物」に他ならなかったのである。さらに、六代目の王、セルウィウス・トゥリウスによって確立された財産評価は、土地財産の多寡に応じて課税すると同時に、役職の選挙や立法など

(18) 個人的富が、公民の自由の喪失の原因となったと考える発想の、13 世紀末から 16 世紀にかけてのイタリアにおける歴史的変遷に関しては、Skinner (1978, pp.41-48) を参照。

に関する投票の権利を付与した。「セルウィウス・トゥリウスの定めた制度に従って、全公民は富の等級によって六階級に分けられ、各人の統治への関与に比例して各人の租税負担が定められた。この結果、信望の大であるために貢租の大を忍び、貢租の小によって信望の小であることを諦めるということになったのである」(EL, 11-19)。この財産評価を媒介に、ローマでは、十二表の法律が制定された時代に、経済的な平等と質素の実現の結果として、政治的平等に由来する「法律と祖国への愛」という習俗が形成されたのである。「ローマの法律の精神」は、一方で、家長に絶対的な権利を認めると同時に、他方で、相続法に関しては、それを共和政に不可欠な平等を維持するための「国制の自然的従属物」として位置づけた。しかし、十二表の法律は、家族構成員の生命と財産に関して絶対的な支配権をもつ父親に遺言を許可することで、その財産を、祖国によりも、むしろ家族に帰属させる法的手段を与えた。これら二つの原理、すなわち家族における私的な富の集積を助長する「父権の観念」と「土地分配に関する国制上の措置」の矛盾が明らかになったのが、この十二表の法律の制定それ自体においてだったのである。

「十二表の法律は、遺言をする者にその欲する公民を相続人として選ぶことを許した。ローマの法律に無遺言で相続しうる者の数をあれほど強く制限させた理由は、土地分配の法律であった。そして、ローマの法律が遺言する権能をあれほど著しく拡大した理由は、子を売却することができる父は、当然にこの財産を奪うことができるというところにあった。したがって、これらはさまざまな原理から流れ出たものであるがゆえに、異なった結果なのである。そして、これが、この点に関するローマの法律の精神である。[...] ローマ人の中で認められた遺言の無制限の許可は、土地の分配に関する国制上の措置 (disposition politique) を少しずつ破壊した。それは、他の何物にもまして、貧富の間に忌むべき差別をもたらした。分け前が同一人に集中された。幾人かの公民が過度にもち、他の無数の公民はなにももたなかった。そこで、不断に分け前を奪われた人民は土地の新しい配分を絶えず求めた。人民は奢侈、儉約および貧困がローマ人を際立たせる特性となっていた時代においても、彼らの奢侈が度を超えるに至った時代においてと同様に、それを求めた」(EL, 27, als.13-14)。

しかし、モンテスキューは、十二表の法律が原因となった土地所有の不平等の拡大が、共和政の維持を不可能にする程度のもと考えたわけではない。第一に、この不平等は、財産評価を通じた課税、さらには「不断に分け前を奪われた人民」に対する、被征服国から獲得した土地の配分によって一定範囲内に制限しうるものだった。第二に、土地所有者が、自ら耕作できる以上の土地を欲さない限りにおいて、そこからの生産物が大きな奢侈と習俗の腐敗に結びつくことはなく、財産の不平等も自然に制限されたのである。「平等が完全に失われていない共和政においては、商業や勤労や徳の精神が、各人がそれぞれの固有財産によって生活しうるようにさせ、また生活することを望むようにさせ、したがって、わずかの奢侈しか存在しないようにさせるのである」(EL, 7-2)。そして何

より、十二表の法律が制定された時代の共和政ローマでは貨幣は用いられなかったため、征服国から獲得した莫大な富にもかかわらず、平等と質素が一定範囲で維持される条件が存在したのである。「貨幣をまったくもたない人民のもとにあっては、各人はわずかの欲求しかもたず、しかもそれを容易にかつ平等に満足させる。それゆえ平等は否応なしに成立する」(EL, 18-17)。この時代に、セルウィウスに由来する財産評価は、平等な土地配分の法律の再確立を目的としており、貨幣を含めた動産の移転を考慮する必要はなかったのである。

マキアヴェッリは、前396年のウェイ戦争の後、カミルスのアポロ神殿への寄贈においてローマ人が示した宗教心と善意を経済的平等が維持された時代の有徳な習俗として評価すると同時に、この時代に兵士に対する給料が制度化されたことを確認した。マキアヴェッリは、君主政の出現の原因を、軍事指揮官による富の私的な配分が党派の形成に帰結したことに見定め、その歴史的由来をウェイ戦争における給料の制度化にまで遡ったのである。マキアヴェッリは『ディスコルシ』の第3巻第23章では、カミルスの追放の原因として、「ウェイ人の財産を処分して得た金銭を国庫にまわしてしまって、他の戦利品とともに兵士に分ち与えることをしなかったこと」、その傲慢、そしてアポロ神殿への寄贈が実際には兵士の憎しみを買ったことを挙げた。このカミルスによるアポロ神殿の奉獻の場面に関して、第1巻第55章でのローマ人の善意と宗教心の称賛と、第3巻第24章における実際のローマ人の制御不可能な物欲の際限なさの指摘という、マキアヴェッリのローマ史分析において最も顕著な表面上の矛盾の一つが現れたのである。これに対して、モンテスキューは、マキアヴェッリの主要な典拠となったリウィウスを参照し、ウェイ戦争の時代のローマ人における貨幣の不在に注意を向ける。「彼らがそれ〔貨幣〕をもったのはピュロス戦のときに過ぎない。ティトゥス・リウィウスは、ウェイの包囲について語りつつ『まだ銀の铸貨は存在しなかった』と言っている」(EL, 27, note 14)。モンテスキューは、銀によって作られたデナリウス貨幣の導入の時期を第一次ポエニ戦争の直前のピュロス戦(前280-前279)に認めることで、共和政ローマの帝政への変容の過程を、奢侈の増大の歴史的脈に位置づけていると考えられるのである。モンテスキューは、奢侈は、富の不平等に対応して増大すると考えた(EL, 7-1)。特に、第一次ポエニ戦争以降の銀の量のさらなる増大、それに伴う貨幣の使用は、富の蓄積を容易にし、法律による平等と質素の維持を困難にした。そこから共和政の秩序維持のために、奢侈を法律によって制限する必要が生じたのである。「相続に関する初期ローマ人の法律は、土地分配の精神に従うことしか考えなかったため、女性の富を十分に制限せず、それによって、こうした富と常に不可分である奢侈に門戸を

(19) モンテスキューも、すでに1734年の初版の『ローマ人』の第1章において、給料の制度化に伴う戦争の長期化に注目している。「元老院が兵士たちに給料を支払う手段をもつにいたったので、ウェイ攻略戦が企てられた。それは十年間続いた。ここには、ローマ人の新しい技術、もう一つの戦法が認められた。[…][実際、ウェイ征服は一種の革命であった」(Montesquieu, 2008, p.71; 22頁)。また、1748年の『ローマ人』の再版に際し、モンテスキューは、その第16章で、共和政期から帝政期にかけてのローマの兵士たちの給料の歴史の変遷に関して大幅に加筆している。

開放していた。第二次ポエニ戦争と第三次ポエニ戦争との間に、その弊害が感じられだし、そこでウォコニウスの法律が作られた」(EL, 27, al.23)。モンテスキューは、共和政ローマが、その拡大をイタリア半島の外部に拡げる過程での貨幣の導入、そして奢侈の増大を、「土地配分の精神」に基礎づけられ、ローマ公民の軍事、政治参加を規定したセルウィウスの財産評価の形骸化の主要な原因として認めるのである。モンテスキューは、女性を相続人に指定することを禁止し、そうすることで過度な奢侈を制限する目的で前 169 年に作られたウォコニウスの法律に関して次のように書く。

「ウォコニウスの法律は女性の過大な富を予防するために作られた。したがって、女性から奪わなければならなかったのは莫大な相続財産であって、奢侈を保つことのできないような相続財産ではなかった。この法律は、その規定によって相続財産を剥奪された女性に与えられるべき一定の金額を定めた。[...] ウォコニウスの法律は富を規制するために作られたのであって、貧困を規制するために作られたわけではなかった。それゆえ、キケロは、この法律には公民名簿に登録された人々についての規定しかなかったとわれわれに語っている。／これは法律を回避するための口実を与えた。ローマ人が極度に形式主義者であったことは人の知るところであり、共和政の精神は法律の文字に従うことであるとわれわれは前に述べた。自分の娘に自分の財産を残しうるように、公民名簿に登録してもらわない父親たちがいた。そして法務官は、法律の文字に違反していない以上、ウォコニウスの法律に違反していないと判断した」(EL, 27, als.28-30)。

ここで、モンテスキューは「すべての公民を包括する財産評価になかった公民とはなんであったか」を問う。彼は、ハリカルナッソスのディオニシオス、キケロ、ゾナラスを参照し、「セルウィウス・トゥリウスの制度の精神」に従えば、財産評価が規定する公民名簿の六階級に登録されていなかった人々は、すべて財産所有の資格をもたない奴隷と見なされたことを確認する。これに対して「ウォコニウスの法律の精神」から見たとき、財産評価に従って公民名簿に登録されたのは最初の五つの階級のみであり、第六階級に入れられた人間は、公民として政治参加の権利を認められなくとも、遺贈する財産をもちえた限りで奴隷と見なされたわけではなかった。「自然の力は、父親たちに、ウォコニウスの法律を回避するため、無産市民や人頭税を課せられた人々とともに第六階級に混入される恥辱を忍ぶことも、あるいはおそらくカエレ人の表に移されることさえも承服させるほどのものであった」(EL, 27, al.33)。このことは、女性の財産相続を制限する必要から生まれたウォコニウスの法律の時代には、セルウィウス以来の財産評価に基づく公民資格の内実が変容したことを含意する。共和政ローマでは、相続法が「国制の自然的従属物」と見なされた時代、公民たる家長が、土地財産の所有者として、国家と、公共に帰属する財産を護るために武器をもつことで、家族の構成員と財産に対して絶対的な支配権をもった。しかし、女性が財産を次第に増大させ、家長が家族に対する絶対的支配権を失うや、財産評価に基礎づけられた公民権の理念は次第に失われる。そして、最終的に、公民全体が、公民資格を失わずに、ウォコニウスの法律を回避し、女性への相続を可能に

する「新しい処分の仕方」として信託遺贈が導入される。この信託遺贈の導入が、共和政ローマの国制の基礎を必然的に侵食することになる。「われわれはローマ人の法慣例が信託遺贈を認めなかったと述べた。ウォコニウスの法律を回避する希望がこの信託遺贈をもたらしたのである。人々は法律上〔遺産を〕受ける能力のある相続人を指定し、この相続人に対して、法律が排除しているものにその相続財産を交付するように懇願した」(EL, 27, al.34)。モンテスキューは、共和国の有徳な習俗の漸次的な腐敗を通じて、ウォコニウスの法律の力が失われていった過程を次のように説明する。

「ウォコニウスの法律が作られた時代には、習俗はかつての純真さのあるものを維持していた。ときにはこの法律に対する公共的意識を喚起する努力がなされ、人々はそれを遵守することを誓うよう求められた。その結果、誠実さ (probité) が誠実さといわば戦いを交えた。しかし、末期においては習俗が腐敗し、ウォコニウスの法律がそれに従わせるためにもっていた力よりも、信託遺贈がウォコニウスの法律を回避するためにもっていた力のほうが小さくならざるをえないほどになった」(EL, 27, al.37)。

『法の精神』で提示される三政体論に従えば、共和政では「法律と祖国への愛」が維持されるとき、公的秩序は「法律の力」によって強制されるよりも、公民の「誠実さ」によって自発的に遵守される (cf. EL, 3-3)。しかし、ウォコニウスの法律を回避するために信託遺贈を委託された人物は、公民としての国家に対する「誠実さ」と人間としての依頼者の信義に対する「誠実さ」の間の葛藤に直面する。信託遺贈によってウォコニウスの法律が回避されたことは、共和政ローマにおいて「法律と祖国への愛」の内実を成した「個人的な利益に対する公共の利益の継続的な優先」が失われたことを意味する (cf. EL, 4-5)。ローマ人が「徳」を有した時代の「極度の形式主義」は、法律が人民全体の意思を反映するものと見なされた限りにおいて、人民が、その法文を自発的に遵守したことを前提にした。これに対して、習俗が腐敗した時代には、その形式主義は、公民に対して、法律の回避を正当化する手段を与えたのに過ぎなかったのである。こうして、モンテスキューは、ウォコニウスの法律の適用を巡る歴史を、女性の財産の増大に伴う奢侈の増大の歴史として提示すると同時に、共和政の「原理」の「腐敗」、つまりは「徳」の内実を成す「法律と祖国への愛」が次第に失われた歴史的過程として示したのである (cf. EL, 7-15)。「婦人における徳の喪失に結びつく不完全さというものは数多く存在する。彼女らの心はすべてそれによってはなはだしく墮落させられ、この核心が失われると、それは多くの他の諸点を損なうから、民衆国家においては、公共の不節制は不幸の最たるもの、また国制の変化を確実にもたらすものと認めてよい」(EL, 7-8)。また、共和政ローマは、その初期の時代には、貨幣の不在が可能にした平等と質素が維持され、公民は、自らの勤労によって得られた固有財産で生活したがゆえに、私的な財産所有が、大きな不平等の原因となることはなかった。これに対して共和政末期には、奴隷が、その主人であるローマ公民の命令で、彼らに代わって労働を引き受け、余剰生産物を生産する手段となることで、奢侈の増大を促進させ

たのである (cf. EL, 15-16)。モンテスキューは、『法の精神』の第8編第14章「国制における極めて些細な変化がいかにして原理の崩壊を招来するか」において、共和政末期、キケロと同時代の護民官であったクローディウスから初代ローマ皇帝となるアウグストゥスの時代に至る過程で、国制の基礎となった財産評価を規定すると同時に、公民の習俗の監視の役割をもった戸口調査が弱体化していった歴史的過程を次のように描き出している。

「ローマ人のもとにおける戸口調査の驚くべき成果は人の知るところである。それが重荷となったときもあったが、腐敗よりも奢侈が多く存在したので、それは支持された。クローディウスはこれを弱体化した。そして、この弱体化によって腐敗は奢侈よりさらに大きくなった。そして、戸口調査はいわばひとりでに滅んだ。この制度は妨害されたり、要請されたり、復活されたり、放棄されたりしたあげく、それが不要となるまで、つまり、アウグストゥスやクラウディウスの治世まで完全に申断された」(EL, 8-14)。

こうして、モンテスキューは、共和政ローマにおいて公民資格の基礎を成したセルウィウス・トゥリウス以来の財産評価の内実が、不平等と奢侈の増大によって次第に形骸化していった歴史的過程を析出した。共和政末期のローマにおいて、公民権は、もはや土地所有に基礎づけられなくなっていたのである。マキアヴェッリは、共和政ローマの崩壊を、農地法の歴史の結末に位置づけたために、グラックス兄弟による農地法改革を、法律に基づく統治が侵害された契機と見なした。これに対して、モンテスキューは、同時代のローマにおける法律に基づく統治の喪失に関して、むしろ、グラックス兄弟による司法制度改革に注目し、属州での租税徴収を通じて富を蓄積した騎士層が、裁判権力を独占したことの意味を考察する (cf. EL, 11-18)。モンテスキューは、相続法の歴史の分析を通じて、土地財産だけではなく、動産の移転をも議論の対象にすることで、共和政ローマにおける不平等と奢侈の拡大の過程の実態を明らかにする。この意味でも『法の精神』の議論は、グラックス兄弟の時代に騎士層が「最も富める者」として勢力を獲得し、共和国崩壊の遠因を成すに至った歴史的背景の重要な一側面を提示しているのである。

IV. 結論

マキアヴェッリは、無制限の獲得欲を人間に固有の本性として認めることで、共和政ローマでの農地法を巡る貴族と平民の対立の歴史を描き出した。『ディスコルシ』の議論に従えば、ローマがイタリアを統一するまでの時代に関しては、国内での貴族と平民の対立こそが、公共の福祉に貢献する法律と制度の制定に寄与し、国家の偉大の原因になった。確かに、土地所有が、政治参加の権利の条件となった限りで、土地所有の配分の変化が、共和国の維持に重要な意味をもったことは理解できる。だからこそ、マキアヴェッリは、共和国の衰退の過程も同様に農地法を巡る貴族と平民の

対立の歴史として辿ったのである。これに対して、モンテスキューは、人間本性を必ずしも不変のものとして想定することはなく、むしろ貨幣の導入を契機にして、ローマ人の獲得欲望が増大したと考えた。この観点から、モンテスキューは、共和政ローマが、イタリア半島の外部に征服を拡大し始めるピュロス戦の時代における貨幣の導入、そして、それ以降の奢侈の増大に注目し、これら動産も含めた財産の移転を分析するべくローマ人の相続法の歴史を描き出したのである。また、マキアヴェッリが「共和政最後の華やかな時代」のマケドニア戦争の軍事指揮官、アエミリウス・パウルスが「その凱旋によってローマの都を富ませた」ことを称賛したのとは対照的に、モンテスキューは、そこで戦利品としてもたらされた富により「マケドニアの征服の後、ローマでは貢租が中断された」ことに注意を促す。つまり、『法の精神』の議論は、貢租の中断を契機として、共和政期を通じてローマの公民権の基礎となり、「国制と政体の根本原理」と見なされたセルウィウス以来の財産評価の内実が失われたことの歴史的意味を示すのである（cf EL, 11-19, note）。

モンテスキューは、『法の精神』の第 27 編で、共和政初期のローマ人の相続法が、統治者と被治者の関係を規定する「国制の法律」に属することを認めた。しかし、彼は同時に、十二表法による遺言の導入が「土地の分配に関する国制上の措置」を少しずつ破壊していったことも確認した。奢侈がほとんど存在しなかった共和政初期のローマでは、土地所有と政治参加とを結びつけた財産評価が有効である限りで、相続法は、権力の配分を規定する「国制の法律」としての役割を果たした。しかし、財産評価が形骸化するのに応じて、相続法は、純粋に私的な所有権にかかわる「公民の法律」に属するようになったのである。⁽²⁰⁾ マキアヴェッリは、この財産評価が維持されたリウィウスの『ローマ史』の最初の十巻を主要な参照とする限りで、土地所有と公民の軍事、政治参加の権利の繋

(20) モンテスキューは統治者と被治者の関係を「ポリティック」の領域、被治者相互の関係を「シヴィル」の領域として規定したが（cf. EL, 1-3）、そもそも、共和政初期のローマでは、全ての成年男子たる公民が政治参加の権利をもった限りで統治者と被治者の区別はなく、原則として「国制の法律（lois politiques）」と「公民の法律（lois civiles）」の区別は認められない。むしろ、この区別が確立していったのが共和政末期なのであり、モンテスキューの観点から見たとき、この時代には、未だに君主が存在しなかったがゆえに政体の形式は共和政でありながらも、裁判形態を含めた政治制度は、すでに君主政に適合的なものへと変容していたのである。なお、古代ローマ法制史の専門家であるアルド・スキアヴォーネは、その『IUS（法＝権利）——西洋における法権利の発明』において、前 3 世紀を通じた地中海における商業活動の発展によって、ローマでは、私的な所有を保証する「ユス＝権利・法律（Ius）」が慣習として確立していった歴史的過程を描き出している（Schiaivone, 2005）。共和政末期の特徴は、軍事組織、法制度の変容に伴って、この所有の保全が、慣習によってよりも、むしろ強制力を伴う法律によって保証されるようになった点にあると考えられる。共和政末期に関して、モンテスキューは『法の精神』の第 26 編第 15 章で、キケロが、農地法を批判し、所有権の不可侵を肯定した事実に言及している。モンテスキューによる共和政末期のローマの政治体制に関する評価を考慮したとき、キケロを純粋に「共和主義者」と見なすことはできない。このキケロの思想史的位置づけに関する問題については別稿で論じる予定である。モンテスキューは、商業が発達した近代社会のイングランドを「共和政が君主政の形式のもとに隠されている国」として特徴づけるが、この国における「ポリティック」と「シヴィル」の領域の関係性については、定森（2005）を参照。

がりは自明の前提だった。これに対して、モンテスキューは、この自明性が成立しえなくなる過程における、ローマの権力構造それ自体の変容を、さらに都市と属州における不動産の移転の観点から分析することになる。この観点から導出されるのが、『法の精神』で貨幣が主題となる第22編の第23章で議論される、共和政期の全体を通じたローマにおける利子率の歴史なのである。

参 考 文 献

- Barthas, Jérémie [2011] *L'Argent n'est pas le nerf de la guerre: Essai sur une prétendue erreur de Machiavel*, Rome: École française de Rome.
- Brunt, Peter A. [1971] *Social Conflicts in the Roman Republic*, New York: W.W. Norton & Company Inc.
- Carrese, Paul O. [2006] « The Machiavellian Spirit of Montesquieu's Liberal Republic » in *Machiavelli's Liberal Republican Legacy*, edited by Paul A. Rahe, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hörnqvist, Mikael [2004] *Machiavelli and Empire*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Larivaille, Paul [2004] « Éducation civique et politique dans la pensée de Machiavel » in *Langues et écritures de la République et de la guerre: études sur Machiavel*, édité par Alessandro Fontana et Jean-Louis Fournel, Genova: Name.
- Larrère, Catherine [1998] « Editer la Monarchie universelle » in *Editer Montesquieu Pubblicare Montesquieu*, édité par Alberto Postigliola, Napoli: Liguori.
- Lintott, Andrew [1999] *The Constitution of the Roman Republic*, Oxford: Clarendon Press.
- Machiavelli, Niccolò [1986] *Opere di Niccolò Machiavelli*, vol.II, a cura di Alessandro Montevicchi, Torino: UTET. 藤沢道郎・石黒盛久ほか訳 [2000] 『マキアヴェッリ全集 6 政治小論・書簡』 筑摩書房。
- [2011] *Discorsi sopra la prima deca di Titto Livio*, con introductione di Genaro Sasso, note di Giorgio Inglese, Milano: BUR. 永井三明訳 [2011] 『ディスコルシ——「ローマ史」論』 ちくま学芸文庫。
- Montesquieu [1973] *De L'Esprit des lois* édité par Robert Derathé, 2 vols., Paris: Classiques Garnier. 野田良之ほか訳 [1989] 『法の精神』 (上・中・下), 岩波書店。
- [2008] *Considérations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur décadence suivi de Réflexions sur la monarchie universelle en Europe*, édité par Catherine Volpilhac-Augier avec la collaboration de Catherine Larrère, Paris: Gallimard. 田中治男・栗田伸子訳 [1989] 『ローマ人盛衰原因論』 岩波文庫。
- Pocock, John G. A. [1975] *Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton: Princeton University Press.
- Rahe, Paul A. [2005] « The Book that never was: Montesquieu's *Consirerations on the Romans* in Historical Context » in *History of Polirical Thought*, vol.XXVI. no.1. Spring.
- Schiavone, Aldo [2005] *IUS: L'invention du droit en Occident*, traduit par Geneviève et Jean Bouffartigue, Paris: Belin, 2011.
- Skinner, Quentin [1978] *The Foundations of Modern Political Thought*, vol.1, Cambridge: Cambridge University Press.
- Sonenscher, Michael [2007] *Before the Deluge*, Princeton: Princeton University Press.
- Strauss, Leo [1958] *Thoughts on Machiavelli*, Chicago: The University of Chicago Press. 飯島昇蔵・厚見恵一郎・村田玲訳 [2011] 『哲学者マキアヴェッリについて』 勁草書房。

- Tite-Live [1954] *Histoire romaine* Tome IV, Livre IV, texte établi par Jean Bayet et traduit par Gaston Baillet.
- 厚見恵一郎 [2007] 『マキアヴェッリの拡大的共和国——近代の必然性と「歴史解釈の政治学」』木鐸社。
[Atumi, Keiitirô, 2007, *Makyaverri no Kakudaiteki kyôwakoku: Kindai no Hituzensei to 'Rekisi Kaisyaku no Seijigaku'*, Bokutakusya. (in Japanese)]
- 鹿子生浩輝 [2013] 『征服と自由——マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フィレンツェ』風行社。
[Kakoo, Hiroki, 2013, *Seifuku to Jiyû: Makyaverri no Seiji Sisô to Runessansu-Firentyte, Fûkôsyu*. (in Japanese)]
- 川出良枝 [1996] 『貴族の徳、商業の精神』東京大学出版会。[Kawade, Yosie, 1996, *Kizoku no Toku, Syôgyô no Seisin*, Tôkyô Daigaku Syuppankai. (in Japanese)]
- 定森亮 [2005] 「『法の精神』における商業社会と自由——「独立性」の概念を中心に」『経済学史研究』47巻1号。[Sadamori, Ryo, 2005, “*Hô no Seisin ni okeru Syôgyô Syakai to Jiyû: 'Dokuritusei' no Gainen wo Tyûsin ni*”, *Keizaigakusi Kenkyû*, vol.47, no.1. (in Japanese)]
- [2007] 「モンテスキュー『法の精神』における「シヴィル civil」概念の二重性——ハリントン『オシアナ共和国』との対比において」『経済学史研究』49巻1号。[Sadamori, Ryo, 2007, “*Montesukyû Hô no Seisin ni okeru 'Siviru (civil)' Gainen no Nijûsei: Harinton Osiana Kyôwakoku tono Taihi ni oite*”, *Keizaigakusi Kenkyû*, vol.49, no.1. (in Japanese)]
- 福田有広 [2002] 「共和主義」福田有広・谷口将紀編『デモクラシーの政治学』東京大学出版会。[Fukuda, Arihiro, 2002, “*Kyôwasyugi*”, Fukuda, Arihiro, and Masanori Taniguti, hen, *Demokurasii no Seijigaku*, Tôkyô Daigaku Syuppankai. (in Japanese)]

要旨: 本稿では、16世紀前半のイタリアに生きたマキアヴェッリと18世紀前半のフランスに生きたモンテスキューにおける、古代ローマの共和政から帝政への歴史の変容に関する分析の相違を明らかにする。マキアヴェッリは『デイスコルシ』で、共和政ローマの公民権の基礎となる土地所有を重視した結果、動産に関する経済分析を欠落させたのに対して、モンテスキューは『法の精神』で貨幣の導入、相続法の歴史を議論する。これらの関心の相違が各々のローマ史解釈にどのように反映されているかが主題となる。

キーワード: モンテスキュー, マキアヴェッリ, 共和主義, ローマ史, 農地法, 相続法